

運輸安全マネジメントの取り組み

2024年度(2024年4月1日～2025年3月31日)

■ 輸送の安全に関する基本方針

当社は「責任と誠意で築こう信頼輸送」を経営理念とし、経営者自らが輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識するとともに、輸送の安全確保を促進し、現場における安全対策の実施状況及び検証結果を踏まえ、社員に対し、輸送の安全確保の重要性を強く徹底する。

そのための、輸送の安全に関するPDCAを確実に実施し、絶えず輸送の安全の向上に努める。

■ 輸送の安全に関する目標

- ① 安全業績目標の達成
 - ・有責事故・労働災害ゼロ、トラブル10件以下
- ② 自動車事故報告規則第2条に規定する事故ゼロ
- ③ 安全管理と輸送品質の向上
 - ・ヒューマンエラー撲滅と過去トラブル再発防止、ルール順守
 - ・現場と管理者双方向、関係者の迅速な情報交換
 - ・安全教育センターの機能強化
 - ・車両管理強化による車両系トラブルの回避
- ④ 健康経営の推進
 - ・健康な心身への予防、予知、増進の取組み
 - ・健康診断・脳ドック・予防接種の実施
 - ・最新型健康機器の導入
- ⑤ 労働時間管理の徹底
 - ・時間外労働・拘束時間の法令順守
 - ・年休取得の推進

■ 輸送の安全に関する目標の達成状況(2023年度)

	目 標	達 成 状 況
①	安全業績目標の達成	
	・有責事故ゼロ	未達 4件
	・労働災害ゼロ	未達 2件
	・トラブル10件以下	未達 11件
②	自動車事故報告規則第2条に規定する事故ゼロ	達成 0件
③	安全管理と輸送品質の向上	達成(計画通り実施)
④	健康管理の強化	達成(計画通り実施)
⑤	労働時間管理の徹底	達成(計画通り実施)

■ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び事故類型別の件数）

自動車事故報告規則第2条に規定する事故		件数
一	自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは接触したもの	0件
二	十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
三	死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。)を生じたもの	0件
四	十人以上の負傷者を生じたもの	0件
五	自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0件
イ	消防法(昭和三十二年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物	
ロ	火薬類取締法(昭和三十五年法律第四十九号)第二条第一項に規定する火薬類	
ハ	高圧ガス保安法(昭和三十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス	
ニ	原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物	
ホ	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によって汚染された物	
ヘ	シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)別表第二に掲げる毒物又は劇物	
ト	道路運送車両の保安基準(昭和三十六年運輸省令第六十七号)第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物	0件
六	自動車に積載されたコンテナが落下したもの	0件
七	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	0件
八	酒気帯び運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)、無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。))又は麻薬等運転(同法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。))を伴うもの	0件
九	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
十	救護義務違反(道路交通法第一百七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。))があったもの	0件
十一	自動車の装置(道路運送車両法(昭和三十六年法律第八十五号)第四十一条各号に掲げる装置を言う。))の故障(以下単に「故障」という。))により、自動車が運行できなくなったもの	0件
十二	車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。))	0件
十三	橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和三十九年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設を含む。))を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
十四	高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。))又は自動車専用道路(道路法(昭和三十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。))において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
十五	前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣(主として指定都道府県等(道路運送法施行令(昭和三十六年政令第二百五十号)第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。))の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るものの場合にあつては、当該指定都道府県等の長)が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
総件数		0件

輸送の安全に関する計画

No.	安全計画実施事項	実施部署	時期	輸送の安全の確保に関する投資額(千円)	構成(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	交通安全運動(Heartful Drive!)	安全推進チーム	4回/年	5,000	5.3	▶			▶		▶			▶			
2	街頭啓蒙活動	安全推進チーム	4回/年	200	0.2	▶			▶		▶			▶			
3	労働衛生運動(職場パトロール含)	グループ安全管理室	3回/年	100	0.1				▶			▶		▶			
4	安全パトロール	安全推進チーム	1回/月	500	0.5	▶											
5	安全衛生委員会	グループ安全管理室	1回/月	1,000	1.1	▶											
6	運行管理者会議	グループ安全管理室	1回/月	1,400	1.5	▶											
強化!	7 グループミーティング	運行管理者	1回/月	7,000	7.5	▶											
8	安全運転指導実施(下記内容)	運行管理者	1回/月	0	0.0	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	①	②
9	乗務員のスキルアップ向上(ビデオ教育)	運行管理者	1回/月	500	0.5	▶											
10	ドライバーからの要望事項のフォローの徹底	運行管理者	通年	0	0.0	▶											
11	健康診断(脳ドック含)	総務人事部	通年	4,000	4.3	▶											
12	熱中症予防・感染症予防対策	総務人事部	通年	1,000	1.1	▶											
New!	13 乗務員の健康管理ツールの選定	グループ安全管理室	通年	1,000	1.1	▶											
14	運転記録証明	総務人事部	1月	0	0.0	▶											
15	無事故・無違反チャレンジ123	総務人事部	7~10月	200	0.2	▶											
16	運転適性診断	グループ安全管理室	通年	0	0.0	▶											
17	新人乗務員教育	グループ安全管理室・車両管理部	都度	0	0.0	乗務員採用時											
18	事故惹起者教育	運行管理者	都度	0	0.0	有責事故発生時											
19	小グループ表彰	総務人事部・グループ安全管理室	5月	1,500	1.6	▶											
20	無事故表彰	総務人事部・グループ安全管理室	1月	2,000	2.1	▶											
21	優良運転員・作業員表彰	グループ安全管理室	1月	500	0.5	▶											
22	運行管理者・整備管理者講習	運行管理者・整備管理者	2年/回	0	0.0	更新時											
23	運行管理者スキルアップ向上(大型免許取得)	運行管理者	通年	1,000	1.1	▶											
24	運行管理者スキルアップ向上(物流安全管理士取得)	運行管理者	6~10月	300	0.3	▶											
25	車両系建設機械技能講習(除雪対応)	運行管理者	通年	200	0.2	▶											
26	車両美化	運行管理者	通年	500	0.5	▶											
27	リアドラの有効活用(本年度で終了)	運行管理者	通年	10,000	10.6	▶											
New!	28 AIドラレコの有効活用	運行管理者	通年	17,500	18.6	▶											
強化!	29 労務時間管理の徹底・法令遵守	運行管理者	通年	0	0.0	▶											
30	ドライバーコンテストの実施	グループ安全管理室	1回/年	1,000	1.1	▶											
31	外部機関による講習	グループ安全管理室	5月	100	0.1	▶											
New!	32 衝突被害軽減ブレーキ体感訓練の実施	グループ安全管理室	1回/年	500	0.5	▶											
33	『Heartful Drive!』参画企業増社(垂れ幕装着)	グループ安全管理室	通年	0	0.0	▶											
34	『Heartful Drive!』参画企業の実態チェック(5社)	グループ安全管理室	1回/社	0	0.0	▶											
35	Gマーク維持更新	グループ安全管理室	通年	0	0.0	▶											
36	改正省エネ法(中長期計画及び定期報告)	グループ安全管理室	通年	0	0.0	▶											
37	デジタル無線保守	粉粒体事業部・A・P第二事業部	通年	2,500	2.7	▶											
38	点呼機器・アルコール測定保守	グループ安全管理室	通年	2,000	2.1	▶											
39	一斉車両点検	車両管理部	4,8,12月	100	0.1	▶			▶					▶			
40	整備管理者会議	車両管理部	1回/月	600	0.6	▶											
41	車両点検(3ヶ月点検及び車検)	車両管理部	通年	0	0.0	▶											
42	エコタイヤ・尿素水等省エネ用品導入推進	車両管理部	通年	8,000	8.5	▶											
43	冬期安全対策	グループ安全管理室・車両管理部	12~3月	25,000	26.6	▶											
44	交通安全祈願(成田山)	車両管理部	1月	200	0.2	▶											
45	助成金・補助金収入			△1,500	△1.6												
			【合計】	93,900	100.0												

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」12項目

① トラックを運転する場合の心構え	⑦ 危険の予測および回避並びに緊急時における対応方法
② トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転
③ トラックの構造上の特性	⑨ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
④ 貨物の正しい積載方法	⑩ 健康管理の重要性
⑤ 過積載の危険性	⑪ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
⑥ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	※ (教育不要) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項

内部監査

輸送の安全に関する計画の実施状況について、内部監査を行う。

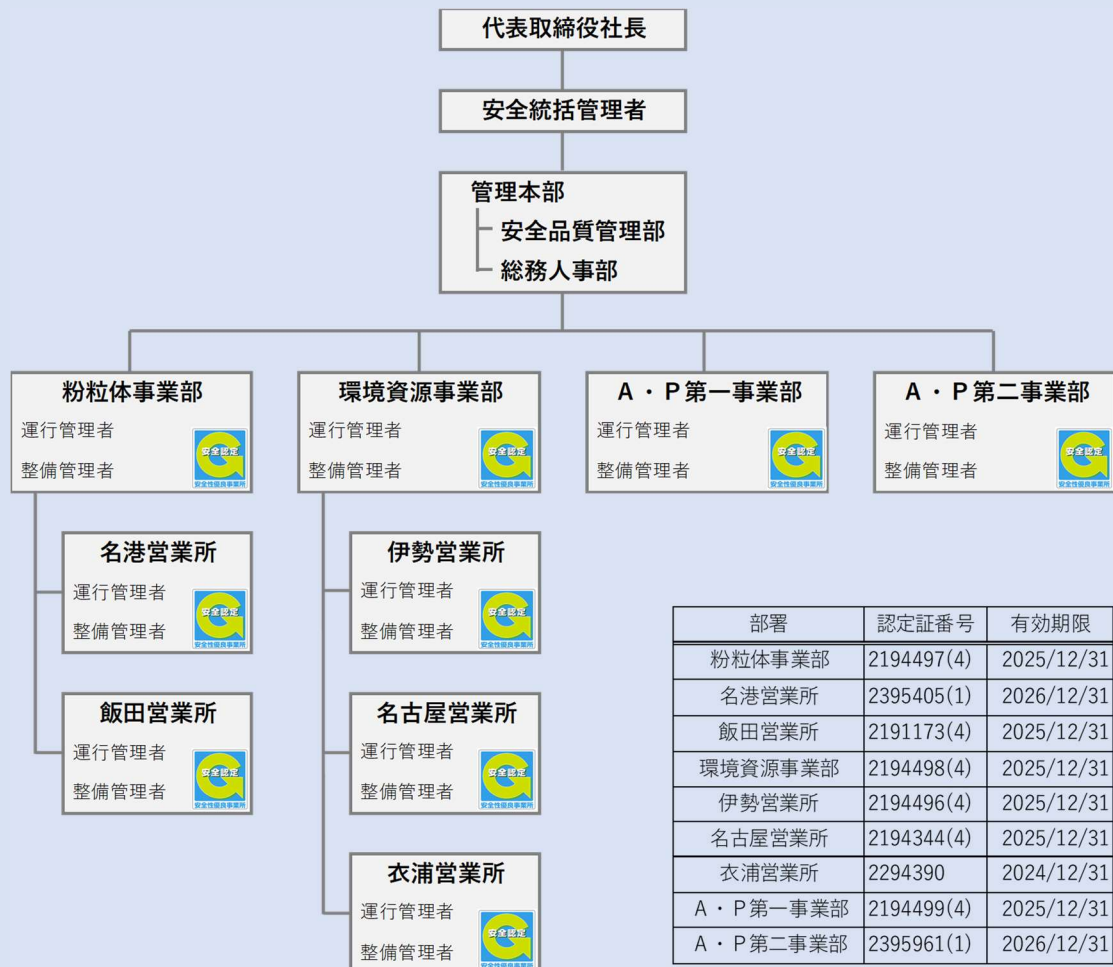
重大な事故・災害が発生した場合等には、緊急に安全に関するチェックを行う。

安全統括管理者は、上記の総点検の結果を踏まえ、輸送の安全の確保のための必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

社内への周知方法

各営業所において、従業員の見える場所に掲示することにより周知する。

社内組織図



事故・災害等に関する報告連絡体制

